

「老人グループホームさくら通」入居契約書

◇◆目次◆◇

第1章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更)
- 第3条 (介護保険給付対象サービス)
- 第4条 (介護保険給付対象外のサービス)

第2章 サービスの利用と料金の支払い

- 第5条 (サービス利用料金の支払い)
- 第6条 (利用料金の変更)

第3章 事業者の義務等

- 第7条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第8条 (守秘義務等)

第4章 契約者の義務

- 第9条 (契約者の事業所利用上の注意義務等)

第5章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第10条 (損害賠償責任)
- 第11条 (損害賠償がなされない場合)
- 第12条 (事業者の責任によらない事由による
サービスの実施不能)

第6章 契約の終了

- 第13条 (契約の終了事由)
- 第14条 (契約者からの中途解約等)
- 第15条 (契約者からの契約解除)
- 第16条 (事業者からの契約解除)

- 第17条 (契約の終了に伴う援助)
- 第18条 (契約者の入院に係る取り扱い)
- 第19条 (居室の明け渡し－精算－)
- 第20条 (残置物の引き取り等)
- 第21条 (一時外泊)

第7章 その他

- 第23条 (協議事項)

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人以和貴会(以下「事業者」という。)は、契約者が老人グループホームさくら通(以下「事業所」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「介護サービス計画」という。)は、別紙『サービス利用書』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更)

- 第2条 事業者は、第1条第2項に定める介護サービス計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、介護サービス計画を契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月(要介護認定有効期間)に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者その家族等と協議して、介護サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、介護サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

- 第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、健康管理、機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

- 第4条 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- (1) 契約者が選定する特別な食事の提供
- (2) 契約者に対する理美容サービス

- (3) 契約者の貴重品の管理
- (4) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

- 2 前項の(1)及び(2)はサービスの実費を契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第5条 契約者は要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（負担割合に応じて支払う自己負担額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。
(償還払い)

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第6条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第7条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとする。

(守秘義務)

第8条 事業者は、サービス従事者又は従業員は、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約書の同意を得るものとします。

第4章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第9条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じじうことができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第11条 事業者は自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第12条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

（契約の終了事由）

第13条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約等)

第 14 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第 15 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を知った場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が濃い又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐がある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(事業者からの契約解除)

第 16 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 本契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による第 5 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者が連續して 1 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- (5) 契約者が介護老人福祉施設に入居した場合もしくは介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第 17 条 本契約が終了し、契約者が事業所を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所の紹介
- (2) 介護老人福祉施設もしくは介護老人保健施設、介護療養型医療施設の紹介
- (3) 居宅介護支援事業所の紹介
- (4) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(契約者の入院に係る取り扱い)

第 18 条 契約者が病院又は診療所に入院した場合、1ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入居できるものとします。

- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

(居室の明け渡し－精算－)

第 19 条 契約者は、第 13 条第（2）号から第（6）号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとする。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書定める）を事業者に支払うものとします。
- 3 契約者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第 5 条第 5 項を準用します。

(残置物の引き取り等)

第 20 条 契約者は本契約が終了した後、契約者の残置物がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。

- 2 前項の場合事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
 - 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
 - 4 事業者は前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務履行しない場合は、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すのとします。
- 但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。

5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にあつた金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

第 21 条 契約者は事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。

2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第 7 章 苦情処理

(苦情処理)

第 22 条 事業者はその提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 23 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもった協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 鹿児島県鹿屋市串良町下小原 3105-2

事 業 者 名 老人グループホームさくら通

代表者氏名 所長 西丸晴彦 印

契 約 者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印

続 柄 ()